

副本

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外1名

## 準備書面(6)

平成18年4月19日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告両名訴訟代理人 弁護士 関口幸



## 第1 地方財政法違反の主張についての反論

原告らは訴状において、「本件各負担金の支出等が地方財政法第3条、第4条又は第8条に違反する」と主張する(訴状第2の5.(5)(6)(7))。

しかし、これらの規定は、いずれも本件各支出等に適用されるべきものでないことは以下に指摘するとおりであり、原告らの主張については、その法的根拠を欠き、理由がないものとして棄却されるべきものである。

## 1 地方財政法第3条について

原告らは、「被告埼玉県公営企業管理者(以下「被告公営企業管理者」という。)による本件各負担金の負担および支出は、地方財政法第3条に違反する」と主張する(訴状21頁)。

しかし、同条第2項は、「地方公共団体は、あらゆる資料に基いて正確にその財源を捕そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。」とするのであって、その表現自体から明らか



なように、予算に収入を計上する場合の基本的原則に関する規定であり、特に過大見積り（とりわけ空財源の計上）を戒めるものであって、支出に関する規定ではない（乙第42号証30頁）。

## 2 地方財政法第4条について

原告らは、「本件各負担金の負担および支出は、いずれも地方財政法第4条に違反する」と述べている（訴状20頁）。

地方財政法第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定めているが、これは、「本来歳出予算は執行機関に支払を可能ならしめ、かつ、支出の最高限度額として執行機関を拘束するものであって、支出額自体を定めるものではない」ことから、当該予算の執行に当たっては、予算編成後の情勢の変化を勘案し、「個々の経費の支出目的」にしたがって、「個々の具体的な事情に基づいて判断し、最も少ない額をもって目的を達成するよう努めること」を執行機関に義務付けるものである（乙第42号証31、32頁）。

すなわち、同項は、地方公共団体の歳出予算にどのような事情を計上すべきかを「必要且つ最少の限度」の基準によって統制しようというのではなく、歳出予算が支出の最高限度を定めるものであることから、予算によって執行機関が支出することを許された経費について、「必要且つ最少の限度」の基準に従った支出がなされるように統制しようとする趣旨で設けられた規定なのである。これを言い換えれば、同項は、支出の目的である政策や計画の策定を規制するものではなく、歳出予算に計上された経費の目的を前提にして、予算執行段階での支出のあり方を規制しているものなのである。

しかるに、原告らの主張は、本件各負担金の支出の額が「必要且つ最少の限度」をこえているとするものではなく、本件各支出の根拠となっている各年度の歳出予算に計上された事業自体を不要とするものであるから、地方財政法第4条第1項が、その論拠となることはあり得ない。



### 3 地方財政法第8条について

原告らは、「被告公営企業管理者が国土交通大臣に対し、本件ダム使用権設定申請を取り下げないことは、地方財政法第8条に違反する」と主張する。(訴状22頁)

この点については、既に答弁書、被告準備書面(2)第1の1(2)②において、公営企業管理者には権限がないこと、ダム使用権の設定を受けるべき権利は、地方財政法第8条の「財産」に該当しないことは、既に述べたとおりであり、本件ダム使用権設定申請を取り下げないとの適否について、地方財政法第8条を論拠とすることはできない(乙第42号証113頁)。

なお、付言すれば、特定多目的ダム法第4条第2項及び第15条により定まるダム使用権の設定予定者たる地位を財産というか否かは別として、地方財政法第8条における「その所有の目的に応じて最も効率的に」運用するというのは、その財産の用途に適応して最も効果あるごとく運用すべきことを意味するものであり(乙第42号証113頁)、ダム使用権の設定予定者たる地位を保有する目的はダム使用権を取得することであるから、その目的に応じて運用するというのは、その地位を喪失しないように保持するということであり、地方財政法第8条の規定から、その地位を放棄しなければならないという義務が生ずることはあり得ない。

### 4 以上のとおり、原告らが本件に適用されるべき法であるとして主張するものは、いずれも本件各負担金の支出とは無関係なものであるから、原告らの主張は、それ自体失当であり、速やかに棄却されるべきものである。

### 第2 本件各負担金の支出について

原告らは訴状(21頁)において、「特ダム法第7条と河川法第63条に基づく負担金は、国土交通大臣の納付通知によって納付義務が発生するものであるが、本件ダムが利水上、治水上の効用を有しない事実は客観的に明白である

から、関係する納付通知は無効である」、とか、「水特法第12条第1項第1号ないし第2号に基づく負担金と、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に対する負担金は、埼玉県とほか5県との間の協定に基づいて支払義務が発生するものであるが、本件ダムが埼玉県にとって治水上も利水上も必要性がないことについては、埼玉県以外の協定当事者たる各県においても、当然知っており、または知り得べき事実であるから、上記協定は無効であり、被告らはその拘束を受けない」と主張する。上記主張は、あまりにも暴論である。

これらを無効とする法的根拠は、はなはだ不明確であり、「納付通知」という行政処分に如何なる重大且つ明白な瑕疵があるというのか、あるいは「協定」が公序良俗に反するとでもいうのであろうか。そこでまず、「納付通知」や「協定」の大前提となる本件ダム計画（これは、埼玉県が計画したものではなく、国の計画に埼玉県その他の都県が参画したものであるが）には重大且つ明白な瑕疵がないこと、従って、それを前提とする「納付通知」や「協定」にも瑕疵はなく、各負担金の支出が適法であることを以下主張する。

### 1 本件ダム建設計画について

原告は、本件ダムが利水上、治水上の効用を有しない事実は客観的に明白である、と主張するので、本件ダム建設計画の手続き、経緯、関係者等について以下に述べ、本件ダム建設計画が適切であることを主張する。

- (1) 本件は、国が計画したダム建設事業であり、それは、国土交通大臣が作成した基本計画に基づき行われており、被告らは、既に述べてきたとおり、本件ダムの建設事業自体の適法性及び妥当性について審査する権限を有しない（本件ダムは埼玉県だけのために造られるものではない）ものであり、住民訴訟にはなじまない案件である。
- (2) 国土交通大臣は、本件ダムが利根川水系全体の洪水被害の軽減及び首都圏の各自治体にとっての新たな水源確保に資すると判断したからこそ、基本計画を作成したのである。

とすれば、本件ダムが治水・利水、いずれの点においても全く効用がないことが明白であるならば、基本計画に重大かつ明白な瑕疵があるといえるが、原告らは、この計画のどこを捉えて全く効用がない、と主張するのか不明である。埼玉県は本件ダムが治水上・利水上必要なダムとして、この計画に参画したものであり、治水・利水、いずれの点においても効用が認められる。

したがって、本件ダム建設事業の前提となる基本計画に重大かつ明白な瑕疵は認められない。

- (3) また、以下に述べるとおり、本件ダム建設事業については、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号：改正平成15年法律第23号）に基づき、現計画である第2回計画変更について、学識経験者等からなる第三者委員会において事業の再評価が行われた結果、変更計画による事業の継続が妥当と判断されたものである。（乙第43号証14頁、原案は添付3枚目）

ア 平成14年3月22日、国土交通大臣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第6条に基づき、国土交通省政策評価基本計画（以下「政策評価基本計画」という。）を策定し（乙第44号証）、平成15年10月10日、これを改正した（乙第45号証）。

政策評価基本計画では、平成15年度ないし平成19年度までの計画期間内に、国土交通省所管の公共事業について事業採択後一定期間が経過している事業等を対象に再評価を実施することとされた。また、個別公共事業の再評価の実施にあたっては、各地方整備局に設置された、学識経験者等の第三者で構成される事業評価監視委員会を開催し、その意見を尊重することとされた。

イ 平成15年3月27日、国土交通大臣は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第7条に基づき、平成15年度国土交通省事後評価実施計画（以下「事後評価実施計画」という。）を策定し、平成15年7月15日これを改

正した（乙第46号証31頁）。

事後評価実施計画においては、政策評価基本計画で定めた対象要件に基づき、平成15年度中に再評価を実施する個別公共事業を定めており、本件ダム建設事業もその一つとして位置づけられた。

ウ 個別公共事業の再評価の実施手続等は、国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（乙第47号証3頁）に定められている。本件ダム建設事業の再評価は、同実施要領により国土交通省関東地方整備局が実施することとされ、平成15年11月20日、関東地方整備局に設置された関東地方整備局事業評価監視委員会において審議がなされた。同委員会は、現計画である第2回変更計画案に基づき、事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果（費用対効果分析の原則実施）及び事業の進捗状況を踏まえた事業の必要性、事業の進捗の見込み、新工法の採用等によるコスト縮減や代替案立案等の可能性の諸観点から検討を行った結果、本件ダム建設事業の必要性、計画の妥当性が認められたことから、事業の継続を了承し、同月21日、これを公表した（乙第48号証3頁）。これを踏まえ、平成16年3月29日、国土交通省は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条に基づき、本件ダム建設事業を継続する旨の平成15年度評価書を作成するとともに、これを公表している（乙第49号証80頁）。

エ したがって、第2回変更計画に基づく本件ダム建設事業の工法等その他諸々の点は適切であり、重大かつ明白な瑕疵があるとは認められない。

(4) 以上のことから、本件ダム建設事業については、その前提となる基本計画、また、技術的な点等その他諸々の点についても重大かつ明白な瑕疵があるとは認められないのであるから、本件ダム建設事業に重大かつ明白な瑕疵はない。

このように、専門家が何度も協議を重ね検討しているもので、本件ダムが治水上も利水上も効用を有しない事実は客観的に明白であるなどとは到底言

主文

えないものである。

以上のとおり、本件ダム建設設計画に重大且つ明白な瑕疵が認められない以上、これを前提とした「納付通知」や「協定」も有効であり、以下の各支出も適法である。

## 2 個別負担金等の支出の適法性について

### (1) 特定多目的ダム法第7条第1項の負担金（被告公営企業管理者関係）について

ア 原告らが主張する原因行為の違法と財務会計行為の違法との関係について  
原告らは、上記負担金の支出に係る被告公営企業管理者の支出決定、支出命令及び支出が違法となる理由として、本件ダムが利水上、治水上効用を有しない事実は客観的に明白であるから、その原因行為である県が本件ダムの使用権設定予定者の地位を取得したこと及び国土交通大臣が被告公営企業管理者に対し行った納付通知が無効である旨主張している。

本件ダムの必要性については、既に述べてきたとおりであり、被告公営企業管理者には何ら財務会計法規上の義務違反はなく、原告らの主張は失当である。

以下理由を述べる。

イ① 住民訴訟において、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき当該職員の財務会計上の行為をとらえて当該職員に対し損害賠償責任を問うができるのは、これに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、上記原因行為を前提としてなされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法な場合に限られるのである（最高裁判平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁参照）。この理は、地方自治法第242条の2第1項第1号の差止訴訟においても同様であると解されている（名古屋地裁平成13年3月2日判決）。

もっとも、上記最高裁判決も、原因行為に存する違法事由又は原因行為

の違法性を全く考慮する必要がないとするものではなく、原因行為と財務会計行為の権限が別個独立の機関に属する場合について、普通地方公共団体の長は、原因行為たる「処分が著しく合理性を欠きそのためこれに予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、同処分を尊重しその内容に応じた財務会計上の措置を探るべき義務があり、これを拒むことは許されない」としている。

② これを本件の原因行為たる納付通知についてみると、特定多目的ダム法第7条第1項により、ダム使用権の設定予定者は、多目的ダムの建設に要する費用のうち、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならないこととされ、同負担金の徴収は、国土交通大臣の納付通知によって行われる（同法施行令第11条の3）。

平成15年度及び16年度の上記負担金に係る納付通知は、国土交通大臣が上記法令の定めに従って発したものであり、公営企業管理者にそれを是正する権限がないことはいうまでもなく、また、既に第2の1で述べたとおり本件ダム建設計画に重大且つ明白な瑕疵はないことから、当該納付通知が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存するということはできない。

③ また、国土交通大臣は、当該負担金が納入されないときは、延滞金を徴収するとともに、国税滞納処分の例により強制徴収することができる所以ある（同法第36条）。したがって、国土交通大臣から現に納付通知がなされている以上、被告公営企業管理者には、上記納付通知を前提として、これに伴う所要の財務会計上の措置を探るべき義務があり、この義務を履行するために被告公営企業管理者がした本件負担金の支出が財務会計法規上の義務に違反してなされた違法なものであるということはできない。

## （2）河川法第63条に基づく負担金（被告県知事関係）について

ア 原告らが主張する原因行為の違法と財務会計行為の違法との関係について

検討する。

原告らは、上記負担金の支出に係る被告県知事の支出決定及び支出命令が違法となる理由として、上記第2の2（1）ア同様、本件ダムが治水上効用を有しない事実は客観的に明白であるとして、その原因行為である国土交通大臣が被告県知事に対し行った納付通知が無効である旨主張する。

本件ダムの必要性については、既に述べてきたとおりであり、被告県知事には何ら財務会計法規上の義務違反はなく、原告らの主張は失当である。

以下理由を述べる。

イ① 上記2（1）イ①で述べたとおり、住民訴訟において、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき当該職員の財務会計上の行為をとらえて当該職員に対し損害賠償責任を問うことができるのは、これに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、上記原因行為を前提としてなされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法な場合に限られる。

② これを本件についてみると、河川法第63条第1項の負担金は、同項の規定による国土交通大臣の納付通知によって納付義務が生じ、同条第2項の規定に基づくその負担についての県の意見は、国土交通大臣を法的に拘束するものではないから、当該意見の如何にかかわらず、県は国土交通大臣が決定した負担金を支出する義務を負い、国土交通大臣は、当該負担金が納入されないときは、延滞金を徴収するとともに、国税滞納処分の例により強制徴収することができる（同法第74条）。

被告県知事は原因行為である国土交通大臣のなした納付通知を是正する権限を有しないのであるから、被告県知事には、上記納付通知を前提として、これに伴う所要の財務会計上の措置を探るべき義務がある。

③ したがって、被告県知事の本件支出決定及び支出命令は、財務会計法規上の義務に違反してなされた違法なものには当たらず、原告らの主張は失



当である。

(3) 水源地域対策特別措置法第12条第1項に基づく負担金及び本件基金の事業経費負担金（被告県知事及び公営企業管理者関係）について

原告らは、「水特法第12条第1項第1号ないし第2号に基づく負担金と、財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に対する負担金は、埼玉県とほか5県との間の協定に基づいて支払義務が発生するものであるが、本件ダムが埼玉県にとって治水上も利水上も必要性がないことについては、埼玉県以外の協定当事者たる各県においても、当然知っており、または知り得べき事実であるから、上記協定は無効であり、被告らはその拘束を受けない」（訴状21頁）、と主張するが、本県は群馬県からの各年度の事業実施計画の協議に同意し（本件支出負担行為）、これに基づき被告県知事及び公営企業管理者が上記負担金の支出命令を行ったものである。

本件ダムの必要性については既に述べてきたが、法的主張を補充すると、本件ダム建設設計画自体は国が行うもので、その適法性及び妥当性を審査する権限は県並びに被告県知事及び公営企業管理者にはない。一方、特定多目的ダム法第7条第1項及び河川法第63条に基づき国土交通大臣が本件ダムの建設費用について行う各負担金の納付通知には従う義務があることは前述したとおりである。

水源地域対策特別措置法第12条第1項に基づく負担金は、指定ダムを利用して流水をその用に供し又は指定ダムにより災害が防止若しくは軽減される地方公共団体が当該ダムの水源地域の整備事業に必要な経費を負担するものである。

この点、本件ダムについては、本県に新たな水道水源となるダム使用権が与えられること及び利根川の水害防止・軽減の利益が下流に位置する本県にあることを前提として、本県が特定多目的ダム法及び河川法に基づいて国土交通大臣からの納付通知書により費用負担の納付を求められているダムである。その

株式会社  
土

建設がなされる以上、本県が水源地域対策特別措置法第12条第1項に基づく負担金について応分の負担義務に応じることが違法とされる理由はない。また、同様に、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域整備事業を補完する目的で行う本件基金事業の経費負担も違法とされる理由はない。

原告らの主張する、協定当事者は本件ダムが埼玉県にとって治水上、利水上必要がないことを当然知っているなどということは、どこにも根拠がなく、原告らの全く勝手な意見に過ぎない。

以上のことから、ダムの完成により受益を得る1都4県（東京都、千葉県、埼玉県、茨城県及び群馬県）の間で締結された協定書及び覚書に基づき、本県が群馬県からの各年度の事業実施計画の協議に同意し、被告公営企業管理者が上記負担金の支出命令を行ったことは適法であり、また、本県が本件基金及び関係都県と各年度の細目協定を締結し、これに基づき被告県知事が上記事業経費負担金の支出命令を行ったことは適法である。

以上見てきたとおり、本件国土交通大臣の納付通知が無効であるとか、本件関係各都県の協定書が無効であるとかの原告らの主張は、到底認められるものではない。

### 第3 平成17年11月30日付原告の求釈明に対して釈明する。

1 八ッ場ダム建設事業の水資源開発促進法上の位置付け（利水関係）について準備書面（3）第3の2（2）及び準備書面（4）第2の2（1）において述べたとおり、八ッ場ダム建設事業は、昭和63年全部変更の水資源開発基本計画（乙第16号証）に位置付けられたものである。その後、同計画は7回の変更を経て現在に至っている。

これらの変更は、水資源開発促進法第4条第5項の規定に基づきなされたものであり、同条第4項の規定に基づき公示されている。

原告は「利水の面での上位計画なしで、八ッ場ダム建設計画が進められて



いる」（9月7日付け求釈明申立第2の2（2）文末）と主張するが、水資源開発基本計画自体は既に述べたとおり、水資源開発促進法に則して定められており、原告の主張は、八ッ場ダムの法的位置付けと水資源開発基本計画における水需給予測を混同したものである。

被告が準備書面（3）第3の2（2）において主張しているのは、八ッ場ダムの法的位置付けである。

## 2 「埼玉県長期水需給の見通し」について

（1） 「埼玉県長期水需給の見通し」を、近年において平成11年、平成15年に策定している。これは、本県の人口伸び率が、これまでの予想を下まわったため、水需給計画を見直したものである。

（2） 平成11年に策定した「埼玉県長期水需給の見通し」は、平成9年2月に策定した「埼玉県長期ビジョン」の人口推計に準拠して、新たな水資源開発基本計画の目標年度である、平成27年における県人口を想定したものであり、その予測人口は8,023千人であった。

その後、平成14年2月に、「彩の国5か年計画21」が策定されたため、同計画の人口推計に準拠して、平成27年における県人口を予測した結果7,278千人となり、これまでの予測を下まわったため、水需給計画の見直しを行ったものである。

（3） 平成15年12月に策定した「長期水需給の見通し」（乙第26号証）の基礎資料は以下のとおりであり、これを国土交通省が進める新たな水資源開発基本計画に盛り込むための協議資料として提出した。

- ① 埼玉県水道用水供給事業変更認可に係る水需要予測（乙第50号証）
- ② 第5次フルプラン策定に係わる水需要予測資料（乙第51号証）
- ③ 第5次フルプラン策定に係わる水需要予測資料（乙第52号証）

（4） 水道統計は、当該年度末段階での実績を次年度に調査しており、その結果が判明するのは概ね調査年度末であり、現時点においては平成17年度の実

立  
事  
務  
所

績については判明していない。

#### 第4 平成17年12月22日付原告の求釈明に対して釈明する。

1 水利権の内容についての主張をなすにあたっての注意点について  
水利権の内容等や暫定（豊水）水利権については次項以降に釈明するが、農業用水転用水利権が暫定水利権とされていることは、被告準備書面（5）の「6、農業用水転用水利権と合わせての非かんがい期の利水の必要性に関して」で釈明したとおり、転用元の農業用水利権に非かんがい期水利権がないため、転用後の水利権は年間を通じて取水することができない水利権である。これに対して水道用水は年間を通じて取水する必要があることは言うまでもなく、従って、非かんがい期分の取水を確保することが必要なことも、また、言うまでもない。原告らの主張は独自の見解に過ぎない。

#### 2 「暫定水利権」の意義を明確にして主張を整理すべきことについて

原告らは、「水利権は年間を通じて設定されており、非かんがい期においても安定水利権と同様に取水できる」と主張をしているが、河川の表流水を取水する権利は河川法により規定されており、取水の条件を付して許可するのは河川管理者の裁量の範疇であり、川に水があるからといって勝手に取水できるものではない。

まずははじめに、水利権全般について、河川管理者である旧建設省（現国土交通省）による見解を以下に述べる。

水利権は、実定法で創設、定義された用語ではなく、歴史的あるいは社会的に発生した権利であり、用水権・水利使用権・流水使用権・流水占用権等さまざまに呼ばれている。一般的な定義としては、河川法第23条の規定によって河川から取水することを認められた権利と位置付けられている。

原告らがいう「暫定水利権の法的な意義」についてであるが、水利権は、いくつかの観点から次のとおり分類されている。



- ①成立の由来による分類 : 許可水利権、慣行水利権
- ②使用目的による分類 : 水道用水利権、工業用水利権、農業用水利権等
- ③水利権の安定性による分類 : 安定水利権、豊水水利権、暫定水利権、  
暫定豊水水利権

このうち、水利権の安定性による分類について詳述すると、安定水利権とは、水源施設が完成するなど、原則として取水しようとする流水が安定的に確保されている場合に許可されるものであり、河川の流水の正常な機能の維持（河川維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する水量）との調整がなされ、かつ、取水が安定的に継続される水利権のことという。

豊水水利権とは、流水の占用の許可の条件として、河川の流量が渇水時における基準流量等を超える場合に限り取水できるとされている権利であり、通年取水することができない場合が生じることがあるため、特例的に許可されるものという。

最後に、暫定水利権または暫定豊水水利権について述べる。なお、暫定水利権と暫定豊水水利権は同義語であり、豊水水利権とは区別されている。

暫定水利権または暫定豊水水利権とは、安定水利権とは違い、安定的な水源がいまだ確保されていなくても、水需要が増大し緊急に取水することが社会的に強く要請されている場合に限り許可されるものである。一般に豊水条件が付されるとともに、水利権の存続期間が許可期間と同一であること、必要な水源確保のための措置を早急に講じることなどを条件に許可されるものをいう。このようにして許可される水利権を、許可期間の到来とともに失効する点に着目して暫定水利権といい、豊水条件が付されず、許可期間到来後もその権利が存続する安定水利権と区別されている。また、この水利権は、一般的に豊水条件が付されるため暫定豊水水利権とも呼ばれており、埼玉県が受けている許可水利権がこれに当たる。

なお、許可にあたっては、河川管理者が厳密に審査を行い、水利使用の緊急

性、河川の流況、将来の水源措置の見通し等を総合的に勘案して許可されるものであり、とくに将来の水源措置の見通しについては、利水者として参画しているダムの建設設計画が確定している等の確実性が伴っているものに限り、許可が与えられるものである。

以上、旧建設省による解釈を述べたが、そもそも水利権とは、基本的に水源開発施設等が完成し、河川から安定的に取水できる場合にのみ与えられるものであるが、水資源開発施設等の完成前においても水需要が増大し、緊急に取水することが社会的に強く要請される場合に、暫定水利権や豊水水利権は、期間限定の権利として与えられているものである。

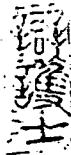
よって、原告らの主張は河川管理者に対するものであり、許可を受ける者に求めるのは、行為自体が錯誤である。

### 3 被告の保有する水利権の内容を具体的に明らかにすべきことについて

平成17年度に県営水道が取得している水利権は、乙第53号証に示すとおりである。このうち、八ッ場ダム建設事業に関する農業用水転用水利権は、「3 中川水系農業水利合理化事業（一次）」、「6 農業用水合理化対策事業（権現堂地区・幸手領地区）」、「12 埼玉合口二期事業」並びに「17 利根中央用水事業・利根中央農業水利事業」の4事業に係るものである。

「3 中川水系農業水利合理化事業（一次）」の毎秒 $2.166\text{m}^3$ （ $0.018\text{m}^3 + 1.666\text{m}^3 + 0.482\text{m}^3$ ）及び「6 農業用水合理化対策事業（権現堂地区・幸手領地区）」の毎秒 $1.581\text{m}^3$ の取水期間は、昭和49年7月3日付け（大久保）（乙第54号証5頁）、昭和49年4月17日付け（庄和）（乙第55号証4, 5, 7頁）並びに平成4年3月27日付け（行田）（乙第56号証6頁）の水利使用規則のとおり非かんがい期の水源手当の条件が付されており、非かんがい期の水利権がないのは明らかである。

「12 埼玉合口二期事業」の毎秒 $3.704\text{m}^3$ の取水期間についても、前述同様、平成元年9月14日付け（大久保）水利使用規則（乙第57号証9頁）



のとおり非かんがい期の水源手当の条件が付されている。

「17 利根中央用水事業・利根中央農業水利事業」において八ッ場ダム建設事業に關係するのは、利根大堰地点に係わるものであり、準備書面（5）第1の1の（2）のivに示す毎秒1.799m<sup>3</sup>のうち、平成17年度では毎秒1.096m<sup>3</sup>を取得済みである。この事業における取水期間については、平成17年3月25日の水利権許可日以前の平成16年9月28日に八ッ場ダムにおいて非かんがい期分の水源手当を実施したため、条件が付されていないものである（乙第27号証：大久保及び乙第30号証：行田）。

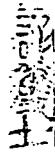
前記のとおり、原告らは「非かんがい期には水利権がないかのような記述は誤りである」と主張するが、農業用水から水道用水へ転用されたものについては、基本的には非かんがい期の水利権はない。

なお、八ッ場ダム建設事業への参画水量については、年間を通して取水できる水量毎秒0.67m<sup>3</sup>（日量57,900m<sup>3</sup>）のほかに、前記4事業の農業用水から転用した水量と相俟って、年間を通して安定的に取水するために、10月1日から翌年の3月31日までは毎秒9.25m<sup>3</sup>（日量799,200m<sup>3</sup>）、4月1日から4月10日までは毎秒7.451m<sup>3</sup>（日量643,800m<sup>3</sup>）、4月11日から4月15日までは毎秒3.704m<sup>3</sup>（日量320,000m<sup>3</sup>）を参画している（乙第20号証）。

このように、農業用水からの転用水量については、八ッ場ダム建設事業へ参画して非かんがい期の水源手当を行い、年間を通して取水できる条件が整ったことによって暫定（豊水）水利権を付与されているものである。

#### 4 既存の水利権では水供給に支障をきたした事実の有無について

原告らは、「八ッ場ダムからは、当然のことながら、これまで一切の水の供給はない」また「埼玉県は具体的に冬場の水道水の供給において困難に直面した事実はないと言わなければならない」と主張しているが、これは明らかな誤りである。



埼玉県では、現在、八ッ場ダムへの参画を条件に毎秒 9. 217 m<sup>3</sup>（乙第53号証：14八ッ場ダム毎秒 0.67 m<sup>3</sup> + 備考欄：非かんがい期水利権毎秒 2.166 m<sup>3</sup> + 1.581 m<sup>3</sup> + 3.704 m<sup>3</sup> + 1.096 m<sup>3</sup>）（日量約 796, 000 m<sup>3</sup>）の水利権を得て、現実に取水している。仮に原告らが主張するように八ッ場ダムから撤退し、これらの水量が取水できなくなった場合、給水人口で約 186 万人分の水道用水水源を失うことになる。

こうした事態が県民生活や地域経済活動に大きな影響を与えることは明らかであるばかりでなく、県営水道から水道用水の供給を受けて、県民に水道水を供給している市町村水道事業者にとっては、給水義務すら果たすことが困難になる。

また、埼玉県では、過去 10 年間で 2 回の冬期渇水を経験している。平成 7 年 12 月 13 日から平成 8 年 3 月 27 日（平成 7 年度非かんがい期）において、取得水利権毎秒 21.888 m<sup>3</sup> のうち最大毎秒 3.664 m<sup>3</sup> の取水削減を 95 日間実施し、また平成 9 年 2 月 1 日から平成 9 年 3 月 23 日（平成 8 年度非かんがい期）においては取得水利権毎秒 21.888 m<sup>3</sup> のうち最大毎秒 2.692 m<sup>3</sup> の取水削減を 51 日間実施しており、常に需要量に応じた供給ができていたわけではない。

この 2 か年以外、供給に支障がなかったのは、八ッ場ダムに参画していることを条件に、水需要に見合うよう暫定（豊水）水利権として許可を得て供給に支障を生じさせないよう努力した結果であり、県民の生命を守る責務を果してきたものである。

以上

副本

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 藤永知子 外31名

被告 埼玉県知事 外1名

## 証拠説明書

平成18年 4月19日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告両名訴訟代理人 弁護士 関口幸



号証	標目	作成年月	作成者	立証趣旨
乙42	新版地方財政法逐条解説 抜粋	写し H13.1.10 再版発行	著者: 石原信雄 二橋正弘 発行: (株)ぎょうせい	・各負担金の支出は地方財政法に違反しない
乙43	関東地方整備局事業評価監視委員会(平成15年度第4回)議事概要(議事録)	写し H15.11.20	国土交通省関東地方整備局	・本件ダムの必要性を第三者委員会において判断した事実
乙44	国土交通省政策評価基本計画	写し H14.3.22	国土交通省	・本件ダム計画手続きが適正に行われた事実
乙45	国土交通省政策評価基本計画	写し H15.10.10	国土交通省	・本件ダム計画手続きが適正に行われた事実
乙46	平成15年度国土交通省事後評価実施計画 抜粋	写し H15.3.27	国土交通省	・本件ダム計画手続きが適正に行われた事実
乙47	国土交通省所管公共事業の再評価実施要領	写し H13.7.6	国土交通省	・本件ダム計画手続きが適正に行われた事実
乙48	国土交通省関東地方整備局事業評価監視委員会(平成15年度第4回)の開催結果について	写し H15.11.21	国土交通省関東地方整備局	・本件ダム計画手続きが適正に行われた事実



号 証	標 目	作 成 年 月	作 成 者	立 証 趣 旨
乙 49	個別公共事業の評 価書－平成15年 度－抜粋	写し H16. 3.29	国土交通省	・本件ダム計画手続きが適 正に行われた事実
乙 50	埼玉県水道用水供 給事業変更認可に 係る水需要予測	写し H15. 8.26	埼玉県企業局	・埼玉県長期水需給の見通 し基礎資料
乙 51	第5次フルプラン 策定に係わる水需 要予測資料	写し H15. 9	埼玉県衛生部生 活衛生課	・埼玉県長期水需給の見通 し基礎資料
乙 52	第5次フルプラン 策定に係わる水需 要予測資料	写し H15. 9	埼玉県企業局水 道計画課 埼玉県衛生部生 活衛生課	・埼玉県長期水需給の見通 し基礎資料
乙 53	県営水道の水利権 取得状況について	写し H18. 4	埼玉県企業局	・平成17年4月1日に県 営水道が取得している水利 権の詳細
乙 54	建関水第86号	写し S49. 7.15 S49. 7.3	建設省関東地方 建設局	・中川水系農業水利合理化 事業において転用した水道 用水水利権には非かんがい 期における水源措置を講じ なければならない条件が付 されていること
乙 55	48江管第218号	写し S49. 5.13 S49. 4.26	建設省関東地方 建設局江戸川工 事事務所	・中川水系農業水利合理化 事業において転用した水道 用水水利権には非かんがい 期における水源措置を講じ なければならない条件が付 されていること
乙 56	2利上管許第228号の2	写し H 4. 4.15	建設省関東地方 建設局利根川上 流工事事務所	・中川水系農業水利合理化 事業において転用した水道 用水水利権には非かんがい 期における水源措置を講じ なければならない条件が付 されていること
乙 57	建関水第294号 の3	写し H 1. 9.14	建設省関東地方 建設局	・埼玉合口二期事業におい て転用した水道用水水利権 には非かんがい期における 水源措置を講じなければならない条件が付 されていること

平成16年(行ウ)第47号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 藤 永 知 子 外31名

被 告 埼玉県知事 外1名

上 申 書

平成18年4月19日

さいたま地方裁判所第4民事部 御中

被告両名訴訟代理人 弁護士 関 口 幸



頭書事件について、被告埼玉県公営企業管理者が次のとおり変更になりましたので、お知らせいたします。

退任(平成18年3月31日)

島 村 和 男

新任(平成18年4月1日)

今 井 大 輔

以上